

【 介護保険訪問看護ご利用料金表 】

(2026年6月1日改定実施版)

内 容	時 間	サービス名称	単位数	基本料金	ご負担額		
					1割	2割	3割
看護	20分未満	訪問看護 I 1	314	¥3,491	¥350	¥699	¥1,048
	30分未満	訪問看護 I 2	471	¥5,237	¥524	¥1,048	¥1,572
	30分以上1時間未満	訪問看護 I 3	823	¥9,151	¥916	¥1,831	¥2,746
	1時間以上1時間半未満	訪問看護 I 4	1,128	¥12,543	¥1,255	¥2,509	¥3,763
リハビリ ※1週間に 6回まで 利用可能	20分	訪問看護 I 5	294	¥3,269	¥327	¥654	¥981
	40分 (1回あたり20分×2)	訪問看護 I 5	588	¥6,538	¥654	¥1,308	¥1,962
	60分 (1回あたり20分の10%減×3)	訪問看護 I 5・2割	795	¥8,840	¥884	¥1,768	¥2,652

加算	加算		単位数	ご負担額			
				1割	2割	3割	
加算 ※①②③④⑤ ⑥は区分支給 限度基準額の 算定対象外	①サービス提供体制強化加算 I (1回につき)		6	¥7	¥14	¥20	
	②特別管理加算 (I) (1月につき)		500	¥556	¥1,112	¥1,668	
	③特別管理加算 (II) (1月につき)		250	¥278	¥556	¥834	
	④緊急時訪問看護加算 (I) (1月につき)		600	¥668	¥1,335	¥2,002	
	⑤ターミナルケア加算		2,500	¥2,780	¥5,560	¥8,340	
	⑥長時間訪問看護加算 (1回につき)		300	¥334	¥668	¥1,001	
	⑦専門管理加算 (1月に1回限り)		250	¥278	¥556	¥834	
	⑧複数名訪問加算	2名 看護師等	30分未満 (1回につき)	254	¥283	¥565	¥848
			30分以上 (1回につき)	402	¥447	¥894	¥1,341
		看護師等と 看護補助者	30分未満 (1回につき)	201	¥224	¥447	¥671
			30分以上 (1回につき)	317	¥353	¥705	¥1,058
	⑨退院共同指導加算 (1回(特別な管理を必要とする利用者は2回)に限り)		600	¥668	¥1,335	¥2,002	
	⑩初回加算 (I) (1月につき)		350	¥390	¥779	¥1,168	
	⑩初回加算 (II) (1月につき)		350	¥390	¥779	¥1,168	
⑪介護職員等処遇改善加算 (1月につき)		(介護報酬総単位数×1.8%) × ¥11.12					
時間外加算	6:00から8:00まで		基本料金の 25% 増し				
	18:00から22:00まで						
	22:00から6:00まで						
その他の料金	永眠時の処置料等		¥20,000-(税込)				

※地域単価 ¥11.12 (横浜市2級地)

※計算式・・・①報酬単位 × 地域単価 = A (小数点以下切捨て)

②A × 0.9又は0.8又は0.7 = B (小数点以下切捨て)

③利用者負担額 = A - B

※①～⑪についての加算内容につきましては裏面にてご確認ください。

※キャンセル料は、前日の午後5時までに連絡のない場合にはキャンセル料を徴収致します。

その額は当該利用者のサービス負担分をキャンセル料とします。

但し、利用者の急な体調不良や入院を要する事象が発生した場合はこの限りではありません。

※通常の実施地域での交通費は徴収致しません。

※領収証は確定申告の対象となりますので大切に保管してください。

医療法人社団 三喜会

新緑訪問看護センター 長津田

TEL : 045-989-0500

【 各加算に関する説明 】

①サービス提供体制強化加算 <区分支給限度額の算定対象外>

国の定める基準に適合している事業所が訪問看護を行った場合、1回につき加算を算定させていただきます。

②特別管理加算（Ⅰ） <区分支給限度額の算定対象外>

在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態の方。

③特別管理加算（Ⅱ） <区分支給限度額の算定対象外>

- ※ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理、在宅肺高血圧症指導管理を受けている方。
- ※ 人工肛門又は人工膀胱を設置している方。
- ※ 真皮を越える褥瘡の方。
- ※ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方。

④緊急時訪問看護加算（Ⅰ） <区分支給限度額の算定対象外>

- ※ 利用者様またはそのご家族様から電話等により看護に関する意見を求められた際に常時対応できる体制かつ緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている事業所が算定する事ができます。
- ※ 緊急訪問を行った際は要した時間の単位数を算定させていただきます。
1月に2回目以降の緊急訪問を行った際には早朝・夜間・深夜加算を算定させていただきます。

⑤ターミナルケア加算 <区分支給限度額の算定対象外>

- ※ 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行い、ご自宅でお看取りをさせて頂いた場合に算定致します。
- ※ （死亡診断を目的に医療機関へ搬送し24時間以内に亡くなられた場合も含まれます）

⑥長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者様に対して所要時間1時間30分以上の指定訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合、1回につき加算させていただきます。

⑦専門管理加算

（イ）緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合又は（ロ）特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定させていただきます。

⑧複数名訪問看護加算

利用者様の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等により一人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合に加算させていただきます。同行者の職種によって金額が異なります。

⑨退院時共同指導加算

入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定させていただきます。

⑩初回加算（Ⅰ・Ⅱ）

Ⅰ 退院・退所日当日に看護師が訪問した場合 Ⅱ 退院・退所日翌日以降に看護師が訪問した場合
利用者様が過去2月間において当該事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を受けていない場合であって訪問看護計画書を作成した場合に算定させていただきます。
要支援から要介護に介護度が変わり訪問看護計画書を作成した場合に算定させていただきます。

⑪介護職員等処遇改善加算 <区分支給限度額の算定対象外>

介護・福祉分野で働く職員の賃金引上げや職場環境の改善を目的として、事業所が一定の要件を満たした場合に介護報酬等に乗せられる公的な加算制度。

【 介護予防訪問看護ご利用料金表 】 (2026年6月1日改定実施版)

内 容	時 間	サービス名称	単位数	基本料金	ご負担額		
					1割	2割	3割
看護	20分未満	予訪看I1	303	¥3,369	¥337	¥674	¥1,011
	30分未満	予訪看I2	451	¥5,015	¥502	¥1,003	¥1,505
	30分以上1時間未満	予訪看I3	794	¥8,829	¥883	¥1,766	¥2,649
	1時間以上1時間半未満	予訪看I4	1,090	¥12,120	¥1,212	¥2,424	¥3,636
リハビリ ※1週間に 6回まで 利用可能	20分	予訪看I5	284	¥3,158	¥316	¥632	¥948
	40分(1回あたり20分×2)	予訪看I5	568	¥6,316	¥632	¥1,264	¥1,895
12か月を超えた 場合は△15単位	60分(1回あたり20分×3)	予訪看I5・2超	426	¥4,737	¥474	¥948	¥1,422

	加算		単位数	ご負担額		
				1割	2割	3割
加算 ※①②③④⑩ は 区分支給限度 基準額の算定 対象外	①サービス提供体制強化加算I	(1回につき)	6	¥7	¥14	¥20
	②特別管理加算(I)	(1月につき)	500	¥556	¥1,112	¥1,668
	③特別管理加算(II)	(1月につき)	250	¥278	¥556	¥834
	④緊急時介護予防訪問看護加算(I)	(1月につき)	600	¥668	¥1,335	¥2,002
	⑤長時間訪問看護加算	(1回につき)	300	¥334	¥668	¥1,001
	⑥専門管理加算	(1月に1回限り)	250	¥278	¥556	¥834
	⑦複数名訪問加算	2名看護師等 30分未満 30分以上 (1回につき)	254	¥283	¥565	¥848
			402	¥447	¥894	¥1,341
		看護師等と看護補助者 30分未満 30分以上 (1回につき)	201	¥224	¥447	¥671
			317	¥353	¥705	¥1,058
	⑧退院共同指導加算	1回(特別な管理を必要とする利用者は2回)に限り	600	¥668	¥1,335	¥2,002
	⑨初回加算(I)	(1月につき)	350	¥390	¥779	¥1,168
	⑨初回加算(II)	(1月につき)	300	¥334	¥668	¥1,001
⑩介護職員等处遇改善加算	(1月につき)	(介護報酬総単位数×1.8%) × ¥11.12				
時間外加算	6:00から8:00まで		基本料金の 25% 増し			
	18:00から22:00まで		基本料金の 25% 増し			
	22:00から6:00まで		基本料金の 50% 増し			
その他の料金	永眠時の処置料		¥20,000-(税込)			

※地域単価 ¥11.12 (横浜市2級地)

※計算式・・・①報酬単位 × 地域単価 = A (小数点以下切捨て)

②A × 0.9又は0.8又は0.7 = B (小数点以下切捨て)

③利用者負担額 = A - B

※①～⑩についての加算内容につきましては裏面にてご確認ください。

※キャンセル料は、前日の午後5時までに連絡のない場合にはキャンセル料を徴収致します。

その額は当該利用者のサービス負担分をキャンセル料とします。

但し、利用者の急な体調不良や入院を要する事態が発生した場合はこの限りではありません。

※通常の実施地域での交通費は徴収致しません。

※領収証は確定申告の対象となりますので大切に保管してください。

医療法人社団 三喜会
新緑訪問看護ステーション長津田
TEL: 045-989-0500

【 各加算に関する説明 】

①サービス提供体制強化加算 <区分支給限度額の算定対象外>

国の定める基準に適合している事業所が訪問看護を行った場合、1回につき加算をさせていただきます。

②特別管理加算（Ⅰ） <区分支給限度額の算定対象外>

在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態の方。

③特別管理加算（Ⅱ） <区分支給限度額の算定対象外>

- ※ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理、在宅肺高血圧症指導管理を受けている方。
- ※ 人工肛門又は人工膀胱を設置している方。
- ※ 真皮を越える褥瘡の方。
- ※ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方。

④緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ） <区分支給限度額の算定対象外>

- ※ 利用者様またはそのご家族様から電話等により看護に関する意見を求められた際に常時対応できる体制かつ緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている事業所が算定する事ができます。
- ※ 緊急訪問を行った際は要した時間の単位数を算定させていただきます。
- ※ 1月に2回目以降の緊急訪問を行った際には早朝・夜間・深夜加算を算定させていただきます。

⑤長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者様に対して所要時間1時間30分以上の指定訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合、1回につき加算させていただきます。

⑥専門管理加算

(イ)緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合又は(ロ)特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定させていただきます。

⑦複数名訪問看護加算

利用者様の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等により一人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合に加算させていただきます。

⑧退院時共同指導加算

入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定させていただきます。

⑨初回加算（Ⅰ・Ⅱ）

Ⅰ 退院・退所日当日に看護師が訪問した場合 Ⅱ 退院・退所日翌日以降に看護師が訪問した場合
利用者様が過去2月間において当該事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を受けていない場合であって訪問看護計画書を作成した場合に算定させていただきます。
要介護から要支援に介護度が変わり訪問看護計画書を作成した場合に算定させていただきます。

⑩介護職員等処遇改善加算 <区分支給限度額の算定対象外>

介護・福祉分野で働く職員の賃金引上げや職場環境の改善を目的として、事業所が一定の要件を満たした場合に介護報酬等の上乗せされる公的な加算制度。